

那覇地検タイムス

令和3年9月発刊

発行所 那覇地方検察庁

〒900-8578 那覇市樋川1-15-15

☎ 098 - 835 - 9200(代表)

☎ 098 - 835 - 9205(編集室)

「法教育広報
「ホウリス君」」



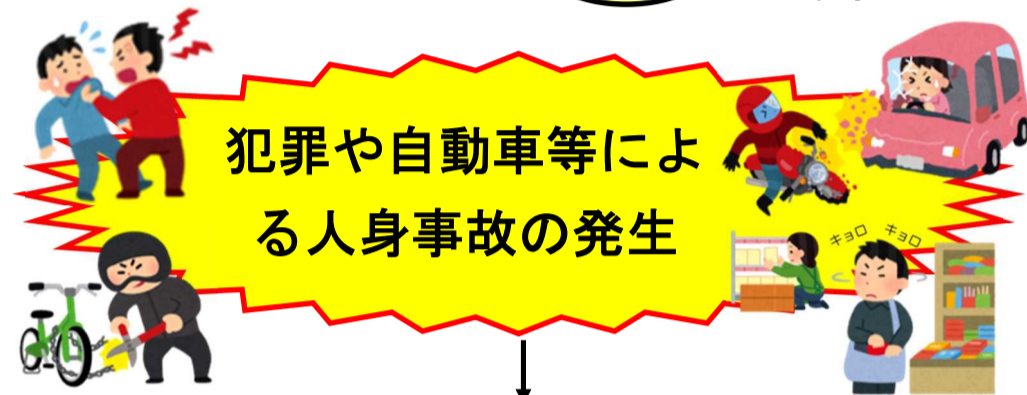
那覇第一地方合同庁舎



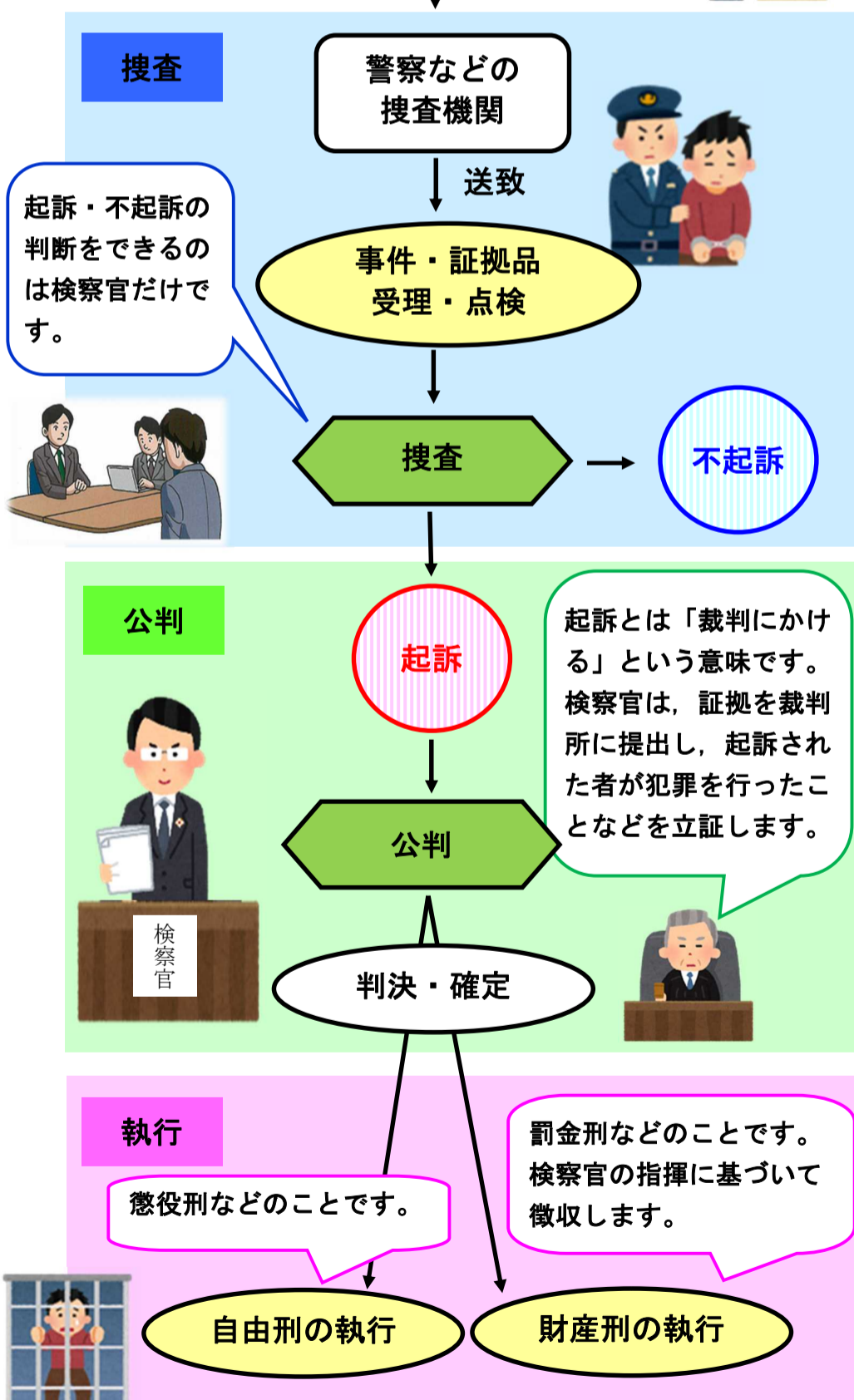
那覇地方検察庁では、主に学生の皆さんに、検察庁のことや、法、司法制度のこと等を知ってもらい、より身近に感じていただくことを目的に、那覇地方検察庁新聞「那覇地検タイムス」を定期的に発刊しています。今回は、法の日週間に先立ち、法に対する知識を深めてもらうため、日本の刑事司法に対する疑問や刑事事件の流れを分かりやすく掲載しました。是非、御一読ください。

刑事事件の流れと検察庁職員の関わり

👉 = 主に検察官の仕事 ○ = 主に検察事務官の仕事



犯罪や自動車等による人身事故の発生



Q & A 刑事司法に関するQ & A

Q 検察庁の捜査と警察の捜査にはどのような違いがある？

A 捜査機関として、犯罪を捜査する権限があることは検察も警察も同じですが、犯人と疑われる人を起訴するか不起訴にするかを決める権限を有しているのは検察官のみです。そのため、警察が捜査した事件は、検察庁に送致されることになります。

Q どのような場合に起訴をする？

A 検察官は、社会正義を実現するため、先入観を持たず、常に公平・公正に事件の処理を行います。
事件の処理に当たっては、証拠に基づき合理的な事実認定を行った上、犯人と疑われる人が犯罪を犯したことが証拠上明らかであり、処罰の必要性があると判断した場合に、裁判所に「起訴状」を提出して起訴します。

Q 有罪率が99%を超えているのはなぜ？

A 最近の統計では、検察官が起訴する事件の割合は37%です。前提として、「99%を超える有罪率」とは、起訴された37%の事件が分母となっています。
検察庁においては、無実の人が不利益を被ることなどを避けるため、的確な証拠によって有罪判決が得られる高度の見込みのある場合に初めて起訴するという運用が定着しています。
こうした運用が有罪率に影響していると考えられます。

Q 日本の刑事司法は「人質司法」？

A 「人質司法」とは、事件を起こした犯人と疑われる人が罪を認めない限り、拘留所などに身柄を長期間拘束して自由を与えないことで、自白を迫るという考え方です。
しかし、日本の刑事司法制度は、身柄拘束によって自白を強要するものとはなっておらず、「人質司法」に当たりません。
日本の刑事司法制度の下では、犯人と疑われる人を拘束するには、警察や検察庁などの捜査機関とは全く関係のない裁判官による審査が行われることになっており、具体的に犯罪を犯したと疑われる事実があることを前提に、証拠隠滅や逃亡のおそれがある場合に限って認められる上、身柄を拘束する裁判官の決定等に対して不服を申し立てることもできるなど、厳格な要件及び手続が定められており、人権保障に十分配慮したものとなっています。



～各種広報活動(主に学生向け)を行っています！～

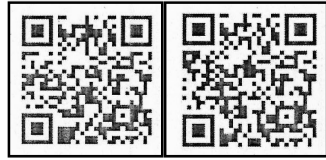
出前授業(模擬裁判の実施等)、業務説明会(団体・個人)【庁舎内・職員派遣】など、お気軽にお問い合わせください。

☎ 098-835-9205



検察庁広報動画

QRコードから検察庁の業務内容等を動画で確認できます。



※法務省YouTubeチャンネルに移動します。

興味を持った方は「那覇地検」でweb検索してみてください。